

免許関係事務委託契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年三月十一日

青森県警察本部長 重松弘教

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

免許関係事務業務

2 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年（二〇二〇年）三月三十一日まで

3 業務内容

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年一月十八日青森県警察本部長告示第四号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一、平成三十年一月十七日青森県警察本部長告示第三号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一又は平成三十一年一月十八日青森県警察本部長告示第五号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、免許関係事務業務についてA又はBの等級に格付された者であること。

3 法人であり、青森県内に活動拠点となる主たる事業所があること。

4 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けている者であること。

5 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当

該状態が継続している者でないこと。

### 三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七二三一四二一一

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月二十五日 午後二時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

平成三十一年三月二十五日 午後二時二十分

### 四 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

### 五 契約保証金に関する事項

人件費委託料の契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 六 契約書の取り交わし時期

平成三十一年四月一日

### 七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者と

する。

八 契約全体に対する履行の時期に係る対価の割合

平成三十一年九月三十日まで 十二分の六

平成三十一年十月一日以後 十二分の六

九 入札書記載金額

落札決定に当たつては、次の1から3までに掲げる金額の合計額（人件費委託料についてはその端数を切り捨てた金額、件数委託料（一件当たりの単価に年間予定件数を乗じて得た額）については小数点第三位以下を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の平成三十一年九月三十日までに履行されるものに係る対価については百八分の百に相当する金額及び平成三十一年十月一日以後に履行されるものに係る対価については百十分の百に相当する金額の合計金額を入札書に記載すること。

- 1 入札書に記載された金額
- 2 入札書に記載された金額に平成三十一年九月三十日までの対価の割合（十二分の六）を乗じて得た額に百分の八を乗じて得た額
- 3 入札書に記載された金額に平成三十一年十月一日以後の対価の割合（十二分の六）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額

十 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行つた者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札手続について停止の措置を行うことがある。